

別表（第3関係）

ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設の指定基準

項 目	基 準
加熱加工処理施設の位置	植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港の港頭地域内にあること。
加熱加工処理責任者	植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。
加熱加工処理施設までの運搬経路	水路又は陸路（密閉型輸送機器を使用すること。）によること。なお、陸路の場合は、輸入港から当該輸入港の港頭地域内に位置する加熱加工処理施設に密閉型輸送機器を使用して運搬する場合に限る。ただし、輸入港から当該輸入港とは別の植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港の港頭地域内に位置する加熱加工処理施設に密閉型輸送機器を使用して運搬する場合であって、アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則（平成18年2月1日17消安第10801号消費・安全局長通達）に定める手続きを経た場合についてはこの限りでない。
運 搬 用 具	荷こぼれ等の生じない運搬用具が備えられていること。
加熱加工処理施設の構造・装置	1 ばれいしょ生塊茎の搬入に当たり、当該ばれいしょ生塊茎及びその残さが分散しない構造を有していること。 2 摂氏130度以上の油で2分間以上浸漬でき、かつそれを監視できる装置を有していること。 3 加熱加工処理過程で生じるきょう雑物・残さ等が外部に漏れない構造を有していること。 4 運搬、搬入、加工処理等で使用した器具等を消毒する設備を有すること。 5 排水中の残さ等がろ過できる構造となっていること。
隔 離 保 管 施 設	他の貨物から隔離して保管できる構造であること。